と学政策フォーラム

災害対応と個人情報の利活用

実務家から見た)大震災時における行政対応の課題

石巻市における復興事業に携わって

震災緩和と防災法制

研究者から見た、大震災時における行政対応の課題

| 法制企画官/

野村

裕氏

弁護士

岡本

正氏

はうたっている。

れた高齢者や障害者の方が、 大震災後、避難できず取り残さ 要性について話したい。 して登録した者の情報しかなか 簿を利用して支援をしようとし 個人情報の共有、 自治体は災害時要援護者名 、名簿にはあらかじめ同意 利活用の重 東日本

制度を使いこなす訓練

法律の運用を過去の災 思考の訓練が必要だ。 場で制度を使いこなす ならない。そのうえ現 準備しておかなければ うには法律や仕組みを 対応しなければならな 保護条例の解釈などで 前に共有するためには 有には課題が残る。 いのが実情だ。 目治体ごとに個人情報 災害対応を迅速に行 ただ、個人情報の共 事 ついて話したい 談を受けているが、

変更が難しい。被災元地の買い とになる。行政としても非常に ョンして決めるが、移転促進区どを前提に津波をシミュレーシ の初期に、移転促進区域の設定 活再建計画を一から練り直すこ 域を後から動かすと被災者は生 が必須となる。防潮堤の高さな 現行制度では、復興計画策定

集団移転促進事業、高台移転に 市役所内の各部署からの法律相 規模の津波被害を受けた。 石巻市は東日本大震災で最大 本日は防災

被災者の力を引き出す

家庭環境の上に、 況は多様である。 環境を取り戻すこと 再建のベースとしての が、個々の被災者の状 に考えねばならな の復興、職業の復興 常に被災者を中心 生活

ていきたい。 施策を講ずればいいのかを考え が、いずれも他人が決を目指すことになる ない。被災者自身の力 めて与えることはでき される場合でも、国家、各機関 がそれぞれの立場、

度が必要だろう。 り柔軟に処理できる制

被災者が幸福な生活や

を引き出すのに行政はどういう すべての責務だ。国家の責務と 機関や人のものではなく、国民

復興の目的、 を認めるとい 特例的な火葬許可証などで焼骨 よって埋葬許 「震災緩和

負う」など憲法上の議論で4つ の考え方を示 使の一般条件を復旧する義務を る。東日本大震災では、 の段階では国家は個人の自 真っ向から対 から離れるので、行政の原理と 防災の責務は限られた特定の 立すると考えられ ったものだ。法律 復旧

可が出ない段階で 市町村長に

法治主義の範囲で処理

でどういう復興が望ましいの する「縮退都市」を抱える日本

人口が減っていく。

人口が減少

められる。

を考えていくことが求 厳しい技術基準や対応

で建築を制限し、

適切に対応できるま

日本では今後すべての都市で

危うさを浮き彫りにし ど持っていない憲法の とが必要だ。 緊急権規定を設けるべ た、として憲法に国家 に関する規定をほとん 大震災は、非常事態

制の拡充強化だ。震災 緩和は法治主義の範囲 体における災害即応体 問題は国、地方公共団 きとの考え方がある。 っていえば、根本的な だが、 自然災害に限

が必要ではないか。何かが起き

時的な制限(モラトリアム)

復興に際して効率的な建築の

内で処理されるべきだ をやめるのがモラトリアムの意 適切な対応が明らかになるまで リスクを増大させるような行動 たとき、得た新しい情報に対し、

プランを練るなど、

口減少時代に合った都

ある。ゼロベースの

なってしまう可能性が

過大な街づくりに

少を計算に入れなけれ を考えたとき、人口減

1つある。40~50年先

さらに重要なことが

口を発射台にして復興

味だといえる。 ク情報が加わった。これに対し 様だ。特定の地域で新しいリス

持ち分なり

東日本大震災の被災地でも同

研究者から見た、大震災時における行政対応の課題

災害時における自治体間協力

は

| | 法学研究科准教授

成氏

に計画的に寄与するこ

て計画

縮退都市の復興における建築制限

中川 雅之氏日本大学経済学部教授

マを扱った。

取り組んできた。成果を具体的 法経合同研究プロジェクト」に 私たちは2年間、「一橋大学

が生じた事例もあった。 ず、適用した結果、深刻な問題 が適していないにもかかわら 日本大震災の場合、既存の制度 ずにもかかわらず、生かされな かったような事例があった。東 プロジェクトは行政対応にと た制度でかなり対応できたは

な政策提言につなげることを目

標に経済学と法学の共同研究と

して進めてきた。テーマは日本

どまらず、多様な研究対象に及 具体的な事例を挙げて、 こうした教訓が災害対策基本

事業」「実社会対応プログラム」 先導的人文・社会科学研究推進 学術振興会の「課題設定による

律になった。名簿は作っただけ 法改正につながった。避難行動 では意味がない。事前に共有し 安否情報や被災者台帳制度が法 要支援者名簿作成を義務化

害から学び、リテラシ

・を上げていくしかない。「災

取りや移転先団地の整備が、

害復興法学」はそのために創設

講演者による討論

〈パネリスト〉 (写真右から)

化されたが、

本当にうまく進む

でない行為もあると思う。自治 ように見えても、最終的に違法

体が自動車や家を撤去し、後か

もいいのではないか。

岡本

形式的に見れば違法の

判断が正しけ

れば、責任をとる

っとできないのかという指摘に

佐藤 個人に対する支援がも

コメントしたい。現行制度でも

れたなら行動すべきだと思う。

緊急時に必要と判断さ

かを継続してみていきたい。

結果にはならないはずだ。ただ、

細かな賠償請求への対処が、

日本のこれからの防災

作ることも今回の法改正で義務 難行動の要支援者に対し名簿を かなか進まない。高齢者など避

野村 岡本 雅之氏 正氏 裕氏 のか。 政策や都市政策を考える際、 務家と異分野のアカデミズムが政策や都市政策を考える際、実

非常時における行政対応

東日本大震災から4年半。被災地ではつち音高く復興工事が進む。だが、災害に対する危機管理を考えるとき、 耐震性強化などハード面だけでなく、個人情報の共有や自治体間の協力体制などソフト面の充実も不可欠だ。

橋大学は9月4日、仙台市で「非常時における行政対応」と題した政策フォーラムを開催。法学部・経済学部の

法学と経済学の取り組みを通

経済学研究科教授 一橋大学大学院 ヘコーディネ 野 薄田 井 成氏 博氏

ガ

イドラ

整備促進

薄井氏

てしまったコ

コミュニティー

難しい。

それ以前に、壊れ

復興で一番大事なのは、個人が

評価したらい

いのか。災害時の

があった。

経済学の知見からこれをどう

共済などの保険に加入できる。

生活再建すること。地震保険と

いう形の自助努力があってい

よいが実態はどうか。

有効性は

も、中身は立派だった災害協定について

自治体間の連携は理念としては

地域復興は

個

の復興

岡本氏

市で順調に進

んでいるかという

備や地区ごとの防災計画が石巻

とになる。

個人は、

地震保険や

った。

る。国の財政は一層悪化するこ

こ 個人支援に多額の予算を要す

と呼ばれるボランティア活動や

ベルでの連携、いわゆる「絆」

東日本大震災では、草の根レ

が様子見をしながら受 ついて、多くの自治体

け入れていたので主体

積極的に協力をし

自治体間での連帯・協調が目立

理念よりも効力の発揮

となく隣の様子を見な

ようというよりは、

何

がら判断をしていた面

た事例もある。現場できちんと

と紛争になり、

自治体が補償し

実である。

避難のため

のガイドライン整

きな事務負担になったことも事

組みがある。大規模災害になる 被災者生活再建支援金という仕

ら「まだ使えたものがあった」

薄井

野 田

人に伝わっていない実情を目の 氏 が出てきているが資源をどこに

結集することが大切だ。

人口消滅可能都市など

防災政策

に異分野参画

中

そういう難

うさが被災地にはあ

今回研究者がモデルとして挙

災力が高いという場合もある。

ではないか。

大震災の経験から学びとれるの どうなのかということを東日本

小さな自治体の方が防

ハの顔が見えていたり、個人情

報の問題をクリアしていたりす

の問題、さらに応援協定の問題

実はこれらは必ずしも理想

後どう生かしていくのかが問わ まりない。こういった経験を今 まず、災害がれきの広域処理

されたという実績はあ

おいてその効力が発揮 なことに今回の震災に かもしれないが、残念

るからだ。堤防を造ったり、津

をまず再構築する必要がある。

専門家と弁護士がそれぞれの知見を生かして議論した。

齊

藤

当たりにした。地域の復興は、 の法律相談をまとめながら感じ 課題があったことを4万件以上 度につなげるための人材育成に 活を再建する法制度などにつ 個の復興があって実現する。生 て防災教育は不足していた。 も含め被災地復興は、 集中させるか。コンパクトシテ なる可能性がある。 が進む日本において先行事例に 編成が問われている。集団移転 が、やはり街づくり、 法律家からす ーなど色々な呼び方がある れば暴論かも

人口減少

地域の再

2015年度第1回

ある。 責任をするなどの対応があって 法の中で違法であってもまず実 め準備できないこともたくさん れないが、法律対応であらかじ 後で訴訟を受けて、 緊急事態について、 現行

様々な制度を整理して伝えた。 慰金、ローン支払いに関しての

努力義務として関係者が進めて

いない。防災教育も改正法では

いくと決まったが、

災者生活再建支援制度、

災害弔

イン整備などが必ず

しも進んで

薄 井

避難のためのガイドラ

避難所や電話相談などで法律相 談を実施した。罹災証明書や被

弁護士は震災直後から

していきたい 岡本

齊藤

まず討論者間で議論を



コーディネーター 齊藤氏

ある。そうい 土地が多いが 中川 自然 分析可能なのか。

被災地 自助 0 難 努力も必 しさを克 要 佐藤氏 野村氏

と思う。

薄井

国家緊急権は本当に不

波の避難タワ

-を造るのと同様

的に機能していなかったことが

に防災力を発揮する場合もある

個

地、自治体の中でもはことができるのか。日 げた例を何年 か後に実際に数字

現行法でも、

内閣総理大臣が災

要なのか、という質問があった。

は開示し、それを承知で住む人

非常に危険だというリスク

を許容する柔軟性があってもい

佐 藤

今、日本は地方分権の

実験という言葉が う意味で、ある対

経済学にはある。事故や災害も 新しい情報をもたらす実験では 応をしたことが、市町村の財政 よかったのかどう

があったのなら行政の対応とし 制化するなどの教訓も残せる。 ては妥当だろう。 し、それによって救えた命 補償制度を法

人の

を当てはめて研究を続けて 中でも特徴のある 個々の被災

から必要があるとは言いにく 政令で定められる。こうした点 必需品の物資統制や復旧に必要 害緊急事態の布告を発し、 な物資に関する最高価格などを 生活

ることをやめる必要は恐らくな 災害危険区域を指定す

がれきの広域処理についても、 はもっと前に出るべきだった。 今回のような巨大災害では、国 おける国と地方の関係は違う。 おける国と地方の関係と平時に 方向に向かっている。非常時に

広

告

って進める姿勢があってよかっ 自治体に頼むより国が責任を持

め、非常時こもするとことも含

うていきたい。 に関して考察したことを世に問

主催:一橋大学

わかった。

がれきの広域処理に

お問い合わせ先:一橋大学政策フォーラム http: www.hit-u.ac.jp/kenkyu/project/forum.html

経済学研究科教授一橋大学大学院

佐藤

主光氏